(36)レベルに応じた問題行動への対応チャート

【中学校版】

レベルに応じた問題行動(非行)への対応チャート

留 意 事 項

■対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅡ・Ⅲでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。

■レベルⅠ～Ⅳは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。

■いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。

■生徒間暴力・対教師暴力等は、レベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

問題行動等の発生

■警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

■被害者や保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

■その場で解決する事象

■学年主任・生徒指導担当者等は管理職と生徒指導主事に報告する。

■生徒指導部会の開催(→ レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う)

・生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等

・状況の把握…事実を時系列で整理及び記録

・対応方針の確認

連

■教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。(報告書提出)

レベルⅠ

■現認した教員を含む複数の教員で対応し、速やかに解決するレベル

一人で情報を抱え込まない。

レベルⅡ

■担任・学年主任・学年生徒指導担当者・学年教員が注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

レベルⅢ

■管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導主事が指導する。(同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。)

レベルⅣ

■関係諸機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・サポートセンター・中央子ども家庭センター・協助員・保護司等と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけて指導する。

■学校だけでは対応できない事象

重篤な事象

■教育委員会が主導的役割を担い、関係諸機関と連携して校外での指導を行うレベル

教育委員会が保護者に対して「学校の管理運営に関する規則(第29条)」に則り、生徒の出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。(学校教育法第35条)

緊急・重篤な事象

■学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

■ひらかた学校支援チーム(弁護士・学識者・校長経験者・警察 OB・福祉の専門家・心理の専門家)の支援要請

■学年会議で情報共有

■SSW スーパーバイザー(より専門性の高い福祉の専門家)、スクールアドバイザー(より専門性の高い心理の専門家)の支援要請

■大阪府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

※再発防止に向けて

■継続的な観察・指導

■保護者との連携

■関係諸機関との連携

■改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る